

**超省工ネ合格！
2級FP技能士
試験合格講座**

日本生活設計協会 JALPA

はじめに

本書は、日本FP協会が主催する2級FP技能士試験（資産設計提案業務）に合格するために編集した**1問1答式**の過去問題集です。

「なぜ、過去問をやるの？」と聞こえてきそうですが、それには、ちゃんとした理由があります。それはというと、出題傾向つまり、試験問題の出題者が広い出題範囲の中から、どんなポイントを出題しようとしているのが推測可能となる。

過去問そのものを解くことにより、問題の文章に慣れ、本番でもあわてずに、ふんぞり返って問題が解けるようになる。

本試験の問題は、実は過去問と同じような問題が多く、これをマスターするだけでも十分合格圏内となる。

以上のように、過去問を征服し、その過去問の周辺知識（周辺知識は本書でも補充できます）をちょこっと見ておけば、**超省エネ**で必ずや合格できるものと確信しております。

さあ、明日からといわず今日から、この問題集が**ボロボロ**になるまで**何度も何度も**繰り返し解いてまいりましょう！！

本書の利用方法

このテキストは、これまで出題された過去問を類似の項目別に編集し、出題傾向が一目瞭然となるようになっております。

一般的に、1問1答式というと左側に問題、右側に解答と解説といったものが多かったと思います。

常々不思議だったのが、どうして問題と解答を違うページにするのかということです。

問題を解くというと、なぜかよく考えて問題を解いてから答え合わせしなくてはいけないと思込まされていませんか？もちろん、とことん考えることも大事ですが、単に知識を問う問題を解くために考えることが必要でしょうか？

はっきりいって、知識を問う問題は知っているか？知らないか？のどちらかです。

しかも、選択問題が多いFP技能士試験に合格するにあたっては、きっちり正確に覚えるという作業は計算問題を除いては必要ではありません。

ということは、知識を問う問題は考えて解くというよりも、問題を眺めて、頭の中になに問題パターンとその問題を解くための必要な知識が**イメージ**できるようになることが大事ということです。

そこで、本テキストでは原則的に、問題と解答をワンセットずつ同じページに載せて、サラッと読めるようにしています。

そして解答には、その問題の周辺知識や間違いやすいポイントをふんだんに載せております。

ここで注意点があります。それは、「**その場で覚えようとしてはいけません！**」ということです。おそらく、このテキストの1回転目は辛く、切なくなる日もあることでしょう。でも2回転目が終わり、3回転目に突入した頃には、「**過去問が解きたくて解きたくてしょうがない**」といったハイテンションになってくることでしょう。そうです。繰り返し問題を解いていくうちに自然とポイントを覚えてしまうのです。そうなったら、もう合格は決まったようなものです。

目次

FP 総論	5
ライフプランニングと資金計画	9
リスク管理	45
金融資産運用	95
タックスプランニング	143
不動産運用設計	191
相続・事業承継設計	241
実技計算対策	291

FP 総論

問題 1 ビジネスとしてのファイナンシャル・プランニングで重要な留意点は、職業上の倫理観と守秘義務の厳守である。「顧客の立場」で「顧客の役に立つ」という視点が職業上の倫理観であり、顧客の判断が不適当な場合それを修正することもあり得る。 15 - 9 - 1 - 4

解答 1

問題 2 FP のビジネスで重要な点は、職業上の倫理観の堅持と守秘義務の厳守である。「顧客の立場」で「顧客の役に立つ」という視点が職業上の倫理観であり、そのためにコンプライアンスに多少抵触したとしても、常に顧客が満足するようにプランニングすることを優先すべきである。 16 - 5 - 1 - 4

解答 2 × コンプライアンス（税理士法、弁護士法、投資顧問業法、保険業法など）を守ることは「顧客の立場」で「顧客の役に立つ」という視点と同様に重要なことである。

問題 3 FP がプランニング業務を行う場合の職務上の原則は、顧客の利益優先、守秘義務の遵守の 2 つを徹底することで足りる。 16 - 9 - 1 - 3

解答 3 × この 2 つ以外にも、例えば、プランニング各分野の知識や、情報収集能力、各分野の専門家（弁護士、税理士等）とのネットワーク等も必要である。

問題 4 プランニングにあたっては、顧客の同意を前提に、弁護士や税理士など専門家の協力を得ながら、目標達成のための包括的な資金計画を立案し、その計画の実行を支援する。 16 - 9 - 1 - 4

解答 4

問題 5 ファイナンシャルプランナー（FP）が税理士との関係で問題が生じやすいのは、FP が行う「税務相談」であり、仮定の事例に基づく計算や、一般的な税法の解説も「税務相談」に該当する。

16 - 2 - 1 - 1 類 18 - 1 - 1 - 2 18 - 9 - 1 - 1

解答 5 × 仮定の事例に基づく計算や、一般的な税法の解説は、税務相談には該当しない。該当するのは、有償、無償を問わず、個別具体的な税額を計算したりすること等である。

問題 6 幅広い視野を持って顧客のライフプランニングを行う FP 業務は、法律解釈を必要な分野を除き、原則として弁護士以外の者が行う「一般の法律事務の取り扱い等の禁止」の対象とはならない。

16 - 2 - 1 - 2

解答 6 注意点として相続・事業承継の分野は、民法の親族、相続編の各条項の適用、解釈と直接かかわるため、弁護士法に抵触する恐れがある。

問題 7 特に事件性のない場合の遺言書作成の指導は、法律事務に当たらないとされ、ファイナンシャルプランナーでも行うことができる。

18 - 1 - 1 - 1 類 18 - 9 - 1 - 4

解答 7 × 特に事件性のない場合の遺言書作成の指導でも、法律事務にあたる。

問題 8 FP が有価証券の価値や、その分析に基づく投資判断の前提となる基礎資料（景気動向、企業業績など）を知らせるだけでは、投資顧問業者の固有業務である「投資判断の助言」にはならない。

16 - 2 - 1 - 3 類 18 - 1 - 1 - 3 18 - 5 - 1 18 - 9 - 1 - 3

解答 8 他には、現在または過去における有価証券の高値や安値を知らせたり、過去何年間の騰落率を知らせることなどは、単なる基礎資料の提供なので、投資判断の助言にはあたらない。

問題 9 FP は保険商品を組み入れて、ライフプランニングを提案・実行することも多いが、保険業法では保険募集人ではない FP による保険募集はできないことになっている。

16 - 2 - 1 - 4 類 17 - 9 - 1 - 4 18 - 1 - 1 - 4 18 - 9 - 1 - 2

解答 9 このまま覚えよう！

なお、証券仲介業者である FP が、所属している証券会社で扱う変額年金保険を募集するにも生命保険募集人の資格が必要で、また併せて変額保険販売資格も必要となる。

ライフプランニング と資金計画

(ライフプランニング)

問題1 ライフプランニング作成等に関する次の空欄(ア)～(エ)に当てはまる語句を～の中から選びなさい。

16 - 9 - 2

(ア)

・人生の目標(家庭・仕事・生活文化など)や生き方をイメージし、目標に向けての計画を作る。

(イ)

・結婚・住宅取得・教育資金など、年代ごとの目標を明確化する。

・必要な予算を現在価値で見積もる。

(ウ)

・一定期間の年間収支を予測し、その内容、貯蓄残高の推移を見る。

・将来の収支や貯蓄残高を予測するには物価変動率等を考慮する。

(エ)

・資産・負債の額を示す。

・資産全体の実態を時価で把握する。

キャッシュフロー表

個人バランスシート

ライフイベント表

ライフデザインとライフプラン

解答1 (ア) ライフデザイン(生き方)とライフプラン(人生の目標)

(イ) ライフイベント表:金額は現在価値で表示

(ウ) キャッシュフロー表:金額は物価上昇率を加味して表示

(エ) 個人バランスシート:金額は時価で表示

(ライフイベント表)

問題1 ライフイベントごとに必要となる資金は、現在価値で概算を把握し、必要額をライフイベント表に記載して目標を数値化する。

15 - 9 - 2 - 2

解答1 比較:キャッシュフロー表は時価で表記する。

問題2 ライフイベント表は、結婚、出産、教育、住宅取得、海外旅行などの支出項目を記入するものであり、退職や養老保険の満期などの収入項目は記載しなくてもよい。 15-9-2-4

解答2 × 収入項目（保険の満期金、退職金、親からの贈与や公的年金や個人年金の受給開始時期等）も記載する。

問題3 60代は、老後生活を支える資金の運用が重要なテーマである。ハイリスク・ハイリターン商品を中心に運用しながら、次の世代により多くの資産を残すことが重要である。 18-1-2-4

解答3 × 60代は、基本的にはローリスク・ローリターン商品中心で安全確実に運用する年代である。

（キャッシュフロー表）

問題1 キャッシュフロー表とは、現在収支状況や今後のライフプランを基に、将来の収支状況や貯蓄残高の推移を予想し、表形式に求めたものである。 17-9-3-1 類 17-9-3-3

解答1 家族構成・ライフイベント・収入・支出・年間収支・貯蓄残高等で構成されている。

問題2 キャッシュフロー表の年齢表記は、一般的にその年の12月末現在で記入するが、特に子供が早生まれの場合とそれ以外の場合の入学年に、留意する必要がある。 17-9-3-4

解答2

問題3 キャッシュフロー表を作成することによって、資金の状況が明らかになるが、各年の収支は赤字になることはない。 17-9-3-2

解答3 × 当然、その年の支出が収入を上回ってれば、赤字となる。

（教育資金）

問題1 こども保険や学資保険は保険契約者が死亡した場合、保険料払込が免除される特典があるが、昨今の予定利率の低下により、支払保険料よりも満期金などが少ない場合もある。 15-5-9-2

解答1 こども保険の保険の契約形態は、契約者＝親（父母、祖父母） 被保険者＝子となる。
なお、満期時には満期保険金、被保険者である子の死亡時には払保険料相当額の死亡保険金を受取れる。

問題2 生命保険会社のこども保険は、一般に、契約者が死亡または高度障害になった場合、それ以降の保険料支払いが免除される。 17 - 1 - 8 - 3

解答2 保険料の免除のほかに、育英資金（満期日までの育英年金や育英一時金）が支払われるタイプもある。

問題3 財形教育融資の教育ローンは、変動金利である。 15 - 5 - 9 - 3

解答3 × 財形教育融資と国の教育ローンは共に固定金利である。

問題4 日本学生支援機構の奨学金には、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）の2種類がある。

15 - 5 - 9 - 4

解答4 第二種奨学金・・・第一種奨学金より緩やかな基準によって選考される。

問題5 日本学生支援機構の奨学金制度および学校・財団・信託基金等が設置している奨学金制度は、すべて貸与方式であり、卒業後に返済しなければならない。 17 - 1 - 8 - 1

解答5 × 学校・財団・信託基金が設置している奨学金には、返済が不要なものもある。

問題6 国民生活金融公庫の教育ローンには、教育資金一般貸付、年金教育資金貸付、教育積立郵便貯金者貸付（郵貯貸付）の3種類があり、その中で郵貯貸付については所得制限（収入の上限）がない。 16 - 2 - 7 - 1

解答6 教育資金一般貸付・・・所得制限アリ

年金教育資金貸付・・・所得制限アリ

教育積立郵便貯金者貸付・・・所得制限ナシ

財形教育融資（雇用・能力開発機構）・・・所得制限ナシ

所得制限は親の年収が給与所得者の場合は年収990万円以下、事業所得者の場合は年間の所得が770万円以下であることが要件である。

問題7 郵便局の教育積立郵便貯金を利用すると、国民生活金融公庫の教育ローン（郵貯貸付）が積立額と同額まで受けられるが、申込者の年収制限はない。 15 - 5 - 9 - 1 類 17 - 9 - 2 - 2

解答7 なお教育積立郵便貯金者貸付による貸付限度額は、教育積立郵便貯金の残高の範囲内で200万円である。

問題 8 国民生活金融公庫の教育ローンの用途は、授業料や入学金に限られており、受験費用や下宿代支払いなどを使うことはできない。 16 - 2 - 7 - 2 17 - 1 - 8 - 2

解答 8 × 授業料や入学金に限らず、受験費用、受験時の交通費・宿泊代、下宿代、教材費用など幅広く用途が認められている。
なお融資の対象となる学校は、高校・高専・短大・大学・専修学校・各種学校等である。

問題 9 国民生活金融公庫の教育ローンの返済期間は最長 10 年で、在学期間については元金の返済を据え置くことができる。 16 - 2 - 7 - 3

解答 9 このまま覚えよう！

問題 1 0 民間金融機関の教育ローン商品には、子どもの在学期間内であれば、元本の返済が据え置かれるものもある。 17 - 1 - 8 - 4

解答 1 0 他に、取引内容により金利優遇があったり、変動金利タイプ、保証人不要、保証料不要、親子リレー返済制度といった商品もある。

問題 1 1 国民生活金融公庫の教育ローンの中で、教育資金一般貸付は 1 年中申し込みができ、申し込みは国民生活金融公庫の全国の各店舗のほか、銀行、信用金庫などでも可能である。 16 - 2 - 7 - 4

解答 1 1 いつでも申し込みが可能。
年金教育資金貸付・・・国民年金・厚生年金に 10 年以上加入していることが要件。
申込み先：各地の年金福祉協会
教育積立金郵便貯金者貸付・・・申込み先：郵便局

(中小法人の資金計画等)

問題 1 資金調達には「融資を受ける」、「出資してもらう」等の形態があるが、例えば融資には金融機関からの借入れがあり、出資には株式の発行がある。 16 - 2 - 9 - 1

解答 1

問題2 借入れは、金融機関が預金等の形で集めた資金をその金融機関の責任で企業に貸し付けるもので、資金の出し手と企業の間金融機関が入るので、間接金融と呼ばれる。 16 - 2 - 9 - 2

解答2 株式発行、社債発行による出資・・・直接金融
金融機関からの借入れ・・・間接金融

問題3 株式の発行は、資金の出し手が企業に直接出資して資金を融通するもので、出し手と企業の間金融機関が入らないので、直接金融と呼ばれる。 16 - 2 - 9 - 3

解答3

問題4 間接金融の場合も直接金融の場合も、資金調達する企業は必ず資金の出し手に対して、担保の提供が求められる。 16 - 2 - 9 - 4

解答4 × 無担保の場合もある。

問題5 企業会計は、発生主義会計方式に基づき利益計算をするので、利益と手元にある現金等の資金とは一致しない。 17 - 1 - 9 - 1

解答5 利益があっても必ずその場で現金となるわけではなく、受取手形や売掛金となることもあるという点と、企業会計では減価償却費というものを費用計上するが、実際に現金を支出するわけではないといったような点などにより通常は一致しない。

問題6 月次レベルでの資金の過不足は、資金繰り表を用いて把握することができる。 17 - 1 - 9 - 2

解答6 資金繰り表の種類：日繰り表・月次資金繰り表・中長期資金計画表

問題7 一定期間の資金の動きを管理するものとして、資金移動表、資金運用表、キャッシュフロー計算書があるが、キャッシュフロー計算書は商法により、すべての株式会社に作成が義務付けられている。 17 - 1 - 9 - 3

解答7 × キャッシュフロー表は商法ではなく、証券取引法により財務諸表を作成している上場会社に対して義務付けられている。

問題8 キャッシュフロー計算書から、営業活動、投資活動、財務活動のそれぞれについて、キャッシュの増減額を知ることができる。17 - 1 - 9 - 4

解答8

問題9 売上高が一定で売上総利益が減少している場合には、仕入れ価格の上昇等、売上原価の増加要因を生じているものと考えられる。17 - 9 - 10 - 1 類 17 - 9 - 10 - 2

解答9 売上総利益 = 売上高 - 売上原価

問題10 営業利益と営業外利益が一定である場合に、有利子負債の削減等により営業外費用が減少すると、経常利益は増加する。17 - 9 - 10 - 3

解答10 売上総利益（粗利益）= 売上高 - 売上原価
営業利益 = 売上総利益 - 販売費及び一般管理費
経常利益 = 営業利益 + 営業外収益 - 営業外費用

問題11 繰延資産がない場合で、固定資産の額が、資本の部の合計額に固定負債の額を加算した金額よりも小さいときは、流動資産の額は流動負債の額より小さい。17 - 9 - 10 - 4

解答11 × 流動資産の額の方が固定資産の額より大きい。

流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	資本の部

（住宅資金等）

問題1 住宅ローンの借入金金融機関が破綻した場合、当該住宅ローンと借主本人の預金は申し出により相殺できる。15 - 2 - 23 - 1

解答1

問題2 金融機関の変動金利型の住宅ローンは、原則、半年ごとに適用金利と返済額が見直される。

15 - 2 - 23 - 2

解答2 × 金利は半年ごとに改定されるが、返済額が見直されるのは、5年後ごとなど一定期間を経過した後である。

問題3 住宅金融公庫融資には、協会保証（財団法人公庫住宅融資保証協会）を利用するかまたは連帯保証人が必要となるが、子の連帯保証人の年齢は65歳未満の要件がある。 15-9-7-2

解答3 × 連帯保証人の要件

70歳未満で借入に必要な月収以上の収入があり、同居予定の家族ではない者
原則として建設地と同一の都道府県に居住している者

問題4 財形住宅融資の融資限度額は、財形貯蓄の種類にかかわらず、財形残高の10倍または4,000万円のいずれか少ない金額で、住宅購入金額の80%以内である。 15-9-7-1 類17-9-2-1

解答4 このまま覚えよう！

財形貯蓄の種類：一般財形・住宅財形・年金財形の3種類

問題5 一般的に借換えとは、金利が高く設定されているローンをより低いローンに借替える等、今後の返済条件を有利にすることをいう。 15-5-8-3

解答5

問題6 借換えを申し込んだ場合、担保評価等が審査される。よって担保評価割れの場合、返済能力その他の要件が十分でない場合、借換えが実行できないこともある。 15-5-8-4 類15-2-23-4

解答6 金融機関の中には、担保評価額を上回って融資可能な借換えローンも扱っているところもある。この場合、担保評価額を上回る部分は無担保融資となる。
なお、借換えは民間の金融機関に限られ、公的な金融機関ではできない。

問題7 一部繰上げ返済とは、現在借りているローンの元金の一部を返済し、返済期間の短縮あるいは返済額の軽減を図るものである。 15-5-8-1 類18-1-7

解答7 支払わなくてよい利息額（利息の軽減効果）は、「返済期間の短縮」の方が「返済額の軽減」より大きい。

17-5-9-2

問題 8 一部繰上げ返済の最低返済額は、住宅金融公庫融資の場合、各取り扱い金融機関の規定により異なっている。

15 - 5 - 8 - 2

解答 8 × 最低返済額は 100 万円以上で、取扱い金融機関共通である。なお、年金住宅融資と財形住宅融資も 100 万円以上だが、民間ローンは金融機関で異なる。

問題 9 民間ローン、住宅金融公庫融資共に繰り上げ返済が可能であるが、住宅金融公庫融資の繰上げ返済は最低返済額 50 万円の要件がある。

15 - 9 - 7 - 3

解答 9 × 最低返済額は 100 万円以上。なお、年金住宅融資と財形住宅融資も 100 万円以上だが、民間ローンは金融機関で異なる。

問題 1 0 住宅借入金等特別控除の適用を受けている人およびその家族が、転勤などで転居した場合、再び戻ったとしても一切その適用を受けることができない。

15 - 9 - 7 - 4

解答 1 0 × 平成 15 年 4 月 1 日以降に居住の用に供さなくなった場合に、この再適用が認められることになった。

問題 1 1 民間金融機関と住宅金融公庫が提携した住宅ローン「フラット 3 5」に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

18 - 5 - 8

- 1 . 申込み対象者は、65 歳未満で日本国籍を有するものであることが原則とされるが、安定した収入があれば、永住許可を受けていない外国人も利用できる。
- 2 . 資金の用途は、申込者本人の居住用ならびに店舗用建物の建設資金あるいは購入資金に限られている。
- 3 . 融資期間は、原則として 15 年以上 35 年以内であるが、完済時の年齢が 80 歳となるまでの年数とする制限がある。
- 4 . 融資対象の住宅は、住宅金融公庫が定めた耐久性などの技術基準に適合していれば、床面積の制限はない。

解答 1 1 3 このまま覚えよう！

- 1 申込み時の年齢が 70 歳未満の方。なお永住許可を受けていない外国人は利用できない。
- 2 資金の用途は居住用に限定。
- 4 床面積の制限がある。 一戸建て：70 m²以上 マンション：30 m²以上

(その他のフラット35のポイント)

- ・フラット35の毎月の返済額の4倍以上の月収があること。
- ・リフォームのための資金やローンの借換えには利用できない。
- ・融資額は、100万円以上8000万円以下(1万円単位)で、建設費又は購入価額の80%以内。
- ・金利は、固定金利
- ・保証人・保証料・繰上返済手数料は不要。

(カード等)

問題1 クレジットの支払方法には、1回払い、ボーナス払い、分割払い、リボルビング払いなどがあるが、一般的にはどの方法も金利負担が発生するので、注意が必要である。 15-2-24-2 類17-1-10-2

解答1 × 一般的には2回までの分割払いとボーナス1回払いについては、金利負担は発生しない。

問題2 クレジットカードの支払方法のひとつであるリボルビング払いは、限度額以内なら毎月の返済額が一定であるため、使いすぎを意識しなくてよいメリットがある。 15-9-10-2

解答2 × 使いすぎを認識しにくいと、いつのまにか残高が増え、延々返済し続けなければならないことにもなりかねないといったデメリットでもある。

問題3 銀行系のクレジットカードは、リボルビング払いや分割払いは認められていない。 16-2-10-1

解答3 × 認められている。

問題4 クレジットカードはカード会社より貸与されたもので、発行を受けた名義人のみが使用できるものである。

16-2-10-2 類18-1-10-2

解答4

問題5 クレジットカード会社からの利用代金請求に関し、それが不正に利用されたものでありカード名義人に過失がない場合であっても、カード名義人は請求額を必ず支払わなければならない。 18-1-10-4

解答5 × カード会社が調査して、不正に利用されたものでありカード名義人に過失がないということであれば、請求金額を支払わなくても良い。

問題6 返済が滞ったり貸し倒れになったなどの情報は、信用情報機関に登録され一定期間保存される。自己の支払能力を考えて無理のない範囲で利用することが大切である。 15 - 9 - 10 - 3

解答6

問題7 信用情報機関へ登録された個人情報は、信用情報機関の定める資格・条件を満たして会員となった企業に提供され、クレジットカード発行時の審査等に利用される。 15 - 9 - 10 - 1

解答7

問題8 電子マネーは、一定の金額データをカードに写し、その範囲ならいくらでも使える一種のプリペイドカードである。 16 - 2 - 10 - 3

解答8 暗証番号やサインが不要で24時間利用でき便利だが、カードに入れられる金額には上限がある。
比較：デビットカードは暗証番号で本人確認を行う。

問題9 デビットカードは、金融機関のキャッシュカードが代金の支払いにそのまま使用でき、代金が利用者の口座から即時に引き落とされる仕組みである。 16 - 2 - 10 - 4

解答9 暗証番号で本人確認を行う。
比較・・・電子マネーは暗証番号やサインが不要

問題10 デビットカードはクレジットカードと違い、キャッシングサービス等の借入れはできない。 15 - 2 - 24 - 4 類 17 - 1 - 10 - 3

解答10

問題11 金融機関から複数回にわたり、生年月日など類推されやすい暗証番号の変更を働きかけられていたにもかかわらず、預金者が変更せずに免許証とともに持ち歩いていた結果、盗難による被害が発生した場合、金融機関は一切補てん責任を負わない。 18 - 5 - 10 - 4

解答11 × 一切補てんされないわけではない。

(社会保険 医療保険)

問題 1 医療保険において、平成 14 年 10 月から高齢者の自己負担は、70 歳以上 75 歳未満の者は原則として医療費の 2 割、75 歳以上の者は原則として 1 割となった。 15 - 2 - 25 - 4

解答 1 × 70 歳以上 75 歳未満の者も 75 歳以上の者(老人保健の対象となる)も共に原則として 1 割の自己負担である。なお、70 歳未満の者は原則として 2 割の自己負担である。

問題 2 平成 14 年 10 月から 3 歳未満の乳幼児の医療費は、3 割負担から 2 割負担に引き下げられた。

15 - 2 - 25 - 3

解答 2

問題 3 A さん (60 歳の男性・勤続年数 40 年・医療保険は組合健保・再就職の予定はありません) の定年退職後の医療保険の加入について述べた次の 1 ~ 4 の文章の中から誤っているものをひとつ選んでください。

16 - 5 - 3 類 18 - 1 - 8 - 2

- 1 . A さんが当該健康保険の任意継続被保険者として加入できるのは、最長 2 年間である。
- 2 . A さんが妻の被扶養配偶者あるいは子の被扶養者となるための年収要件は、130 万円未満である。
- 3 . A さんが老人保健制度の適用を受けられるのは、75 歳からである。
- 4 . A さんの場合、国民健康保険に加入しても、当該健康保険に任意継続被保険者として加入しても、通院・入院の場合の自己負担割合は 3 割である。

解答 3 2 60 歳以上の人や一定の障害者が被扶養者となるための年収要件は 180 万円未満であれば良い。加えて、被保険者の年収の 2 分の 1 未満であることも要件となる。

60 歳未満の人の年収要件は 130 万円未満である。

- 1 このまま覚えよう！
- 3 外来、入院とも 1 割 (一定以上所得者は 2 割) が自己負担
- 4 このまま覚えよう！

問題 4 任意継続被保険者制度とは、所定の要件を充足すれば、退職後も引き続き 2 年間は従前の健康保険の被保険者になることのできる制度である。 17 - 1 - 3 - 2 類 18 - 1 - 8 - 1

解答 4 健康保険の被保険者期間が 2 ヶ月以上あり、被保険者資格喪失後 20 日以内に申請すれば任意継続被保険者になれる。類 18 - 9 - 3 - 1

申請先は 住所地を所轄する社会保険事務所となる。